

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 9 号
1999年12月

目 次

書 評

ハリントンの挑戦あるいは福田有広の挑戦：

書評 Arihiro Fukuda

Sovereignty and the Sword, Harrington, Hobbes,
and Mixed Government in the English Civil Wars.
Oxford: Clarendon Press, 1997

Glenn Burgess (University of Hull, England, U.K.)

(翻訳・佐々木武・東京医科歯科大学)..... 1

自由な討議と権力の不在：

木庭顕『政治の成立』（東京大学出版会、1997）を読む

川出良枝（かわでよしえ・東京都立大学）..... 5

西欧形而上学の終焉と「政治」と「美」の polymerization：

書評 小野紀明『美と政治——ロマン主義からポストモダニズムへ』（岩波書店、1999年）

引田隆也（ひきたたかや・東京国際大学）..... 11

論文公募のお知らせ（学会誌『政治思想研究』編集委員会）..... 18

理事会記録

1999年度第一回（1999年5月29日、京都大学）

1999年度第二回（1999年5月30日、京都大学）

1999年度第三回（1999年10月2日、國學院大學）

政治思想学会 1998年度会計

政治思想学会 1999年度予算

ハリントンの挑戦あるいは福田有広の挑戦：

書評 Arihiro Fukuda,

Sovereignty and the Sword, Harrington, Hobbes, and Mixed Government
in the English Civil Wars. Oxford: Clarendon Press, 1997

Glenn Burgess, University of Hull, England, U.K.

福田有広の著書は、歴史研究のモノグラフがあるべき条件をすべて満たしている。本書はきわだった事例を取り上げ論じており、しかも、ある力強さがこもっている。つまり本書はどちらかといえば短篇であるが、その筆致は密度が高く、よく練られた精緻なものである。だから、読者を刺激し、興奮させる内容のものである。一語たりともおろそかにされていないから、その結果、本書は緊張に満ちた構成とよく考え抜かれた作品になっている。本書は、1640年代、50年代のイングランドの政治思想に関心のある専門家にとって必読の書となるであろう。

福田が語ろうとする物語は、ハリントンが、第一次内戦期（1642-44）に論陣を張った者たちによって展開された混合政体についての「新しい」理論と、ハリントンがホッブスの理論に接することによって得た絶対主権についての彼独自の理解とを結合していく道筋に関わるものである。福田の語るところでは、混合王政は（両院が行った）「19項目の提案に対するチャールズ一世の回答」（1642年6月）が出るまでは、それまで「フォーテスキュー流」の性格のものであったのが、「回答」が出るに及んで、それをめぐる論争も加わって、その議論の中で混合政体についての「新しい」理論、すなわち「ポリビウス流」の理論を生み出すことになったというのである。「フォーテスキュー流」の理論はtyrannyに対抗するものであったのに対し、「ポリビウス流」の理論はanarchyを克服しようとするものであった。前者は国王大権を抑制する集団と機構（institutions）の必要性に力点を置いた国家構造論であり、そこでは、王、貴族、モンズがそれぞれの役割の区別なく一体となって統治者としての権威をひとつのものとして行

使することに狙いが集中した。他方後者の役割の国家論にあっては、むしろ、統治は、その担い手の役割はそれぞれに分担され、それらの役割がそれぞれに、異なった集団と機構（institution）に属するものとされた。後者のような国家にあっては、腐敗や墮落にいたる流れが生じても阻止されるであろう。ハリントンの用語にしたがえば、前者、フォーテスキュー流のそれは‘modern prudence’と呼ばれ、そこでは、いくつもの社会集団が不断の権力闘争（anarchy－訳者）から逃れられないのであるが、後者、ポリビウス流のそれは‘ancient prudence’と呼ばれ、そこには、政治的安定のための秘策が込められていた。

ひとりの混合政体についてのポリビウス風の理論に対する傑出した批判者がたち現れた。その名前はトマス・ホッブスという。かくして福田は短い本書で2章（第3、4章－訳者）もさいて、ホッブスの批判を検討することになる。第3章は40年代の著作に、第4章は『レヴァイアサン』の検討にあてられる。『レヴァイアサン』以前のホッブスは、混合政体が、少なくともヘンリ・ファーンやフィリップ・ハントに即してみる限り、もっぱら個人の良心に依拠したものであったとみる。そうなると、混合政体を構成し、支える諸権力が分裂した場合、良心が人々の忠誠心を導いて、ひとつにまとめなければならない。ホッブスは、不確かな個人の良心に基礎を置く、彼らの理論の行き着くところは破綻していると断じ、その代りに、ある絶対的で、分割されない、混合性のない、抗うことのできない主権者の権威の必要性を強く主張したのであった。anarchyのもたらす災禍に対する恐怖心こそ、人々をして契約によってそのような絶対的権威を創出させるにいたらせるにちがいない。

1649年の君主政の崩壊後、ホッブスは、それまでとちがって、自らの議論を変えるにいたった。福田の解釈によれば、『レヴァイアサン』は、新しく誕生したイングランド共和国擁護の書であった。ホッブスの政治思想は以前とほとんど変わらないように見えるが、重心は今や、契約理論から征服理論の方に移っていた。本書におけるもっとも挑戦的主張のひとつは、次のようにいわれる。『『レヴァイアサン』においてホッブスは、平等の状態（自然状態－訳者）からの脱出口をただひとつだけ認めた。これこそ、征服者としての主権者の登場であった。『レヴァイアサン』において、戦争状態（自然状態－訳者）を終結させるものは征服者の出現である。征服者は軍事力において他を制圧し、他を威圧するに十分な実力をもつのである」（86頁）。この結論の意味するところは、ホッブスが『レヴァイアサン』において（巧妙に？）、契約（institution）による統治の創出という自らの理論を、有名無実のものにしているという解釈を踏まえているということだ。ホッブスは、武力なくして契約は成立しないとした。だからこそ、契約によって自然状態から統治は生まれない（その理由は、単なる契約にのみよるのであれば、武力を行使する全員によって認められた共通の権力が存在しないことになるからだ）ということを確認したのである（58頁－61頁）。

評者は、このホッブス解釈は、ホッブスの意図・狙いを正しく解釈するものとして、納得するものではない。ハリントンのホッブス解釈は、福田のいう通りでありうるかもしれない。そうだとすれば、おそらく、福田の議論の弱点がそこに表れることになる。つまり彼の議論は（71頁や95頁に見られるいくつかの一貫性の欠いた深められていない例外的箇所を除けば）、ハリントンのホッブス解釈が正しいホッブス解釈であるということになってしまうからである。ハリントンのホッブス解釈に誤りの余地があったという可能性をもっと認めるべきではないか。

この問いかけは、評者には、ホッブス解釈の部分が本書の一番弱い所であるという根拠に結びつくのである。福田のホッブス解釈は、ハリ

ントンのホッブス解釈の説明としては、一步前進しているであろう。だからといって、福田のハリントン解釈の正しさが福田のホッブス解釈の正しさを保証することにはならないだろう。

福田のホッブス解釈が彼自身のものであり、なかなかのものであることを疑うものではない。とはいえ、その解釈には、論理的分析と歴史的分析との混同がある。歴史的には、ホッブスが武力に依拠した契約の問題に悩まされなかったと、評者は確信している。その理由は、『レヴァイアサン』における主権者創造の際の権威の根拠づけの理論は、契約のまさにその瞬間に武力が出現するという「トリック」を仕掛けているからである。契約はコモンウェルスを作り出さなかった。つまり、契約はなによりも、主権者を生み出し、その主権者の支配の下でコモンウェルスが形成されるのであろう。他方、論理的には、ホッブスは、おそらく、このようには納得していなかったにちがいない。とはいえ、歴史的には、納得していたと評者には思われる。もうひとつ『レヴァイアサン』は文字通り新共和国の擁護の書であったという見解もまた挑戦的である。まちががなく、いくつかの意味において、『レヴァイアサン』は、かつてクィントン・スキナーが明らかにしたように擁護の書であった。だが、ホッブスが1651年の刊行の際、とりわけ『レヴァイアサン』の「回顧と結論」において、征服論に持ち込んだ議論の屈折の多くは、ホッブスが、自らの政治理論が否定しようもない含みをもっていったことに不快感をあらわにしているものとして読みとれるのである。福田は、非常に明解に未整理なもの（混乱）を分析するのだが、混乱は整理されてないままである（61－8頁）。とはいえ、評者以上に明解に論旨を展開している。彼がそうするのは、彼の解釈では、ホッブスは契約でなくて征服こそが安定した政治社会が成立される基本的手段である¹と考えるに至っていたからであった。これに対して、やや伝統的ホッブス解釈は、混乱の多くは、ホッブスが、やみくもに征服と契約によるコモンウェルス設立のプロセスとを同一視しようと試みたことから生じた²とほのめかすだろう。

正しかろうとまちがってはいようが、ともあれ、福田のホブズ解釈は、ハリントンをとらえるのにきわめて有効な枠組を創り出している。ホブズの征服論にみられる説明の混乱と適切さの欠けているところは、軍事力の位置づけと役割 (character) とに留意していないことにあるのに見い出される。そしてそれはなによりも、彼が主権者の権力を安定させるのに不可欠な軍事力を主権者が実際に保持できる条件とは何かを明らかにしたところに見い出されるのである。ハリントンのホブズ解釈にしたがえば、ハリントンはホブズの絶対主権者の権威がコモンウェルスの安定に欠かせないという立場を受け入れていた。しかし、ホブズと異なって、ハリントンは、絶対主権と混合政体とは、完全に両立すると主張した。たしかに、ポリビウス流の混合政体なくして、絶対主権は維持しえなかったのである (つまりそうでないと、絶対主権は、軍事力の潜在的脅威から解放されないであろう)。

福田は、ハリントンの軍事力理解についての彼の議論を、ハリントンがホブズといかに密接に関わっているのかを明らかにするかたちで展開する。ハリントン、ホブズともに服従は恐怖から生れることを強調したが、ハリントンは、ホブズが主権者の恐怖を引き出す軍事力を使いこなす方法について何も言及していないことを見抜いていた。ハリントンの軍事力理解の帰結するところは、次のような原理に至るのである。すなわち、「平等」の状態では (つまり、17世紀イングランドがそうであったように、農地が広範に分有された条件のもとでは) 「征服」はありえないだろう。それというのも、そういう条件の下では、いかなる個人、集団といえども、他を圧倒するだけの軍事力をもとうとしても、もたないからである。唯一の手だては反逆の潜在的脅威をとり除き、そのことによって、実力によって権威を誇示することのない、しかも、他から戦いの挑まれることのない混合政体を組み立てることであった。ハリントンにとって、その道は自らの利害関心において判断し行動する能力をもった個人のうちに統治の安定を

求めることによって開かれたのであって、それらの個人が分派を形づくる可能性を認めるものではなかった。党派は危険な存在である。それというのも、党派を組むことで、各人の利害関心についての明確な自覚が稀薄になり、その結果、統治は一部の特定の集団の利害のために利用されてしまうからである。オシアーナ共和国の込み入った国家構造の仕組みは、その仕組みによって統治の安定を確保しようともくろまれたものであった。安定というものは、オシアーナ共和国では、国家をゆるがす軍事力をもった分派が生まれないという事実によって保証されるのであった。福田の、利害と党派をめぐるハリントン解釈は、ある個所は込み入っていて、またある個所は鋭く、全体として納得させられるが、とはいえ、ハリントンが公共の利害を人民が個人として個々の利害にもとづいた行動の最終的な結果のもたらすものであるとどの程度まで把握していたのか、まさにその点についての疑問は解消されない。仮に、全体として、福田の筋書きが正しいとして (かくいう評者は、正しいと思うのだが)、それでは、この筋書きは、ハリントンの抱いた共和国の一員であるということの理解と、つまりハリントンの古典的共和主義との関わり方について、どう対応するのであろうか。いかなる意味で、オシアーナ共和国の (個々人の利害にもとづいて行動する) 国民は、普通いわれる意味で、共和国の公共心をもち力量ある個人であるのだろうか。

福田有広の本書に対してなされる個々の批評がどのようなものであれ、本書は、否定しようもなく、ホブズとハリントンに対する両者の内戦経験を前面に押し出した解釈への道筋をつけたのである。この解釈の方向の指し示すところは、取り上げられた時代と2人の思想家との両者を大きく浮かび上がらせるとともに、おそらくは、政治思想史研究者に、戦争と暴力とを、いつも中心的な主題としてきたわけではないのに気づかせられる。戦争と暴力は、近代初期ヨーロッパの政治経験のうちにも存在したのである。本書は、貴重な成果である。それは単にハリントン研究者 (彼らはまちがいなく本書をひもと

き、そこから学ぶであろう)にとってだけでなく、内戦経験が17世紀のイングランド人にとって、また、彼らが生きた政治社会にとって何を意味したのかをわれわれが理解するのに重要な貢献をしている。福田が、ホッブスとハリントンのうちに、1650年代に、内戦のもたらす抗争が常態化するのではなく、平和と安定のために、それらを克服しようとした異例の挑戦を見る点においてまちがいに正しい。最終章において、福田はハリントンの洞察、とりわけ彼が試みた絶対主権と混合政体の他に例のみない結合が1660年の復古の後にも「フォーテスキュー流」の均衡論の古めかしい考えにしがみついた連中の間にすら、それと一緒にあった国王大権をめぐるけたたましい争いにもどのような影響を与えたかについて語っている。それまでの章に比べて、この章で語られるハリントンの洞察と独創性についての要点は、説得性があると思われる。ハリントンは、はぐれ者の共和主義者であったのだろう。だからだろうか。彼の考えは復古以後友人たちによって彼のものとは思えないほどの手直しが加えられしたのであろう。ハリントンは、福田の手によって高い評価を受けた存在となるのである。

訳者あとがき

ここに訳出紹介を試みたのは、Parliamentary History 誌 (vol.19, part II, 1999) に掲載された福田有広会員の英文著書の書評である。訳載を快諾された評者と出版元であるエディンバラ大学に感謝の意を表します。

評者Glenn Burgessは、現在、イングランド、ハル大学の講師であり、著書には、The Politics of the Ancient Constitution、an Introduction to English Political Thought, 1603-1643, 1992, Macmillan, (U.K.) と、Absolute Monarchy and the Stuart Constitution, 1996, Yale U.P.,(U.S.) がある。

本書の書評は、本来訳者自ら引き受けるはずであったが、98年2月21日、東大政治理論研での口頭発表の直後、田中治男会員から、口頭で「酷評」を受け、「知的不快感」が残り、全面改

訂を試みるつもりが、訳者の「病理的、物理的」理由により断念せざるを得ず、その責めを一部果たすため、訳出したものである。この書評は、訳者の口頭発表が的外れではなかったことを証明してくれているので心強い。読者は、福田有広会員が、「最大の敵」としたJ.ポーコックの仕事が、C.B.マクファーソンの『占有的個人主義の政治理論』(1962年)に向けられていたことを想起してほしい。そこでの論争点が、バージェスの福田批判の論点につながっていることを読者は気づくはずである。訳者としては、これ以上の多言は慎みたい。訳文制作の作法は、専門外の読者を想定して、訳者にとってはrewriteに近いやり方となっている。専門分野を同じくする人は、原文にあたられることをおすすめする。掲載を引き受けて下さった編集部、とりわけ励まして下さった宮村治雄会員にお詫びとともにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

自由な討議と権力の不在：

木 庭 顕『政治の成立』（東京大学出版会、1997）を読む

川 出 良 枝

1 はじめに

本書は、「政治」について可能な限り厳密に論じるという、きわめて希有な試みの一つである。政治に関して、もしくは、政治をめぐる何事かを論じるということは、実証的な政治学の主要課題である。そこでは、政治とはそもそも何かという問題に対しては、曖昧な共通了解に訴えるか、さもなければ暫定的に定義づけるにとどめ、理論の現実的な適用可能性が追求される。他方で、政治そのものというよりは、政治の（多分に規範的な）本質を問うという形で議論が進められる場合もある。典型的には、「政治的なもの」とは何かを純粹に理念上で探求するという議論がそれで、いくつかの例外もあるものの、主として、現実政治に対する批判という含意が前面に押し出される。このような相反する二つの既存のアプローチは、前者の場合、現実を捉えるために必要な射程の大きさが得られる代わりに概念の厳密性が犠牲になり、後者の場合、観念としての純度が増す代わりに、現に存在するものとしての政治を捉え損なうという危険を冒す。こういったディレンマを正面から克服し、政治の観念を厳密に理論化した上で、それが成立するのはどのような社会的条件下であったかを徹底的に現実 に即して説明しようというのが本書である。まさに、語の正確な意味で、政治について論じた書物であると言える。

とはいえ、著者が提示する「政治」の具体的内実とその成立の過程の分析そのものについては、直感的な異論を差し挟むことは可能である。後述のように、著者の「政治」観は独特かつ挑発的であり、しかも、世界でも有数のローマ法学者である著者が政治の成立を古代ギリシャに

見い出すというスタンスも、場合によっては誤解や反発を招きかねない。だが、全体を貫く緻密でありながら斬新な論理展開、豊富な材料と様々な方法を駆使して得られた高度な実証性、既存の研究実績に対する批評眼の確かさは、知性の営為の圧倒的な強靱さを見せつけるもので、その見事さに圧倒されずにいるのはきわめて困難である。だが、圧倒されながらも、何らかの建設的な異論が提起できないかと無謀にも思案したいという誘惑に駆られる、そのような対話の往復が可能であるということも、本書のページを繰る際のスリルに満ちた楽しさともなっている。

2 内容紹介

まず、本書のアウトラインを明らかにしていこう。著者によれば、政治は、非政治的なものを基礎・条件にして成立し、しかも、その政治的でないものとの鋭い断絶の下で存在する（p.4-5）。存在していなかったところに、政治が成立する。その過程を追うというのが、本書の基本的立場である。その際にとられるアプローチが、政治を成立させる社会構造を明らかにするというもので、マキャヴェリに代表される人文主義の伝統やモンテスキューの議論、また構造主義に基礎をおく社会学や人類学が育んできた思考方法である。なかでも、本書においては、構造主義、それもソシュールとレヴィ・ストロースの理論の中核をなす厳密な方法論としての構造主義が、フルに活用されている。

まず、論じられるのが政治的パラダイクマの成立である。本書で使われる「パラダイクマ」（paradeigma）とは、認識や行動の（必ずしも踏襲することが前提とされているわけではない）先例やモデルといった意味である。政治的パラ

デイクマの成立の基本的メルクマールは、テリトリー上の人的組織の「分節」(articulation)である。この分節という観念は、著者のオリジナルな観点が活かされたキー・タームであり、説明が必要であろう。

分節は、構造主義の社会組織論が盛んに論じてきた「枝分節」(segmentation)に対抗するものとして理解すべきである。枝分節は、およそ社会組織であれば普遍的に見られる要素で、互酬性や交換によって成り立つ。テリトリー上の任意の二人が、必ず何らかの次元において同一の集団に属する。換言すれば、テリトリーのいかなる一片にも、複数の集団が関わり、単独の独立した集団がない(「重畳」の関係)。それが、枝分節をなす社会組織であり、典型的には、ヒエラルキー構造がそれである。

では、分節により成り立つ社会組織とはいかなるものか。それは、テリトリー上の任意の二人が、①同一の無分節的単位に属するか、②全く別の文節単位に属するか、のどちらかになる。すなわち、重畳の関係が形成されず、テリトリーのすべての部分は複数の集団のうちのどれかに一義的に帰属する。にもかかわらず、テリトリー上の諸集団が永続的にテリトリー内で統合されている。このような、特異性を示す社会組織が、分節による社会組織である。

政治の成立にとって、社会構造そのもののあり方が決定的に重要となる。ある社会組織が「分節」を、観念上、その直接的パラダイクマとして採用しても、社会構造のレベルで枝分節が残っていたのでは、それは長くは続かない。分節された、テリトリー上の複数の集団が示す行動の軌跡が、それ自身新しい種類のパラダイクマとなったとき、はじめて、著者の考えるところの「政治的パラダイクマ」が立ち上がる。紀元前8世紀後半のギリシャで生じた社会変動は、まさにこの「分節」の成立ということであり、著者は、そこに「政治」の成立をみてとろうとする(p.136)。

「分節」の実現は、著者の一步踏み込んだ表現を使うなら、「ある種の奇跡」(p.139)ということになるが、政治的パラダイクマの成立は、素

材の新しさ、というよりは、素材を構成する特殊な手続き、特殊な態度に負うとされる。このことに関して、著者が着目するのは、「ディアレクティカ」(dialectica)の問題である。(著者は、中世・近代の哲学における諸観念と明確に区別するため、あえて「弁証法」の訳語を使わない)。分節が生じるということは、パラダイクマが複数のヴァージョンを次々と散乱させるということと密接に関わる。このヴァージョン散乱を一定の規則のもとに方向付けること、これが、ディアレクティカの役割であるが、このディアレクティカが、社会構造上の分節に働きかけることで、政治的パラダイクマを、さらには政治システムを成立させる。

ではそもそも、ディアレクティカとは何か。それは、パラダイクマの対抗ヴァージョンを以下のように連鎖させていく手続きのことである。まず、ヴァージョンM1が選択され、それと対立するヴァージョンN1が確定される。しかも、M1はさらに解釈され、ヴァージョンM2が確定される。と同時に、N1に対して同様の関係に立つN2およびM2-N2という新たなヴァージョン対抗関係が確定される。M2が確定されるということは、この4者の四角形の中で確定されるということになる。別の言い方をすれば、M2の確定のためには、N2やM1のみならず、N1も対抗識別的に記憶・保存されなければならない。こういった作業は一人で行うというよりは、対立する複数の者によってこそ、恒常的に行いうることである。さて、このように確定されたM2に直接的に従うのではなく、あくまでもそれを論拠として使うPが、他方で同じようにN2を論拠として使うQと争うという形へと発展するとしよう。そのとき、著者によれば、PとQの間で真に自由な討議が生じる。P-Qという新しい次元の対抗パラダイクマの成立である。もっとも、次の段階としては、P-Qの間で確定作業が行われ、その際には、M2、N2を得るのと同様の手続きが加わり、対抗ヴァージョンが次々に連鎖していくことになる。しかしながら、このP-Qの次元の成立はきわめて重要であり、ディアレクティカとは、まさに、このP-Qにみられるような、

「既存のパラダイクマへの直接的な準拠の拒否」を含む、以上の手続き全体を貫く思考様式のことである (p.140 - 141)。

このディアレクティカこそが、著者の「政治」観の本質をなすものであろう。PとQの争いは、「言語ですべてが遂行され決着する」という意味で、討議という形をとる。しかも、既存のパラダイクマを金科玉条としてそれに諾々と従うのではなく、それを論拠としつつ、新しい次元を切り開くという意味で「自由な」討議という形をとる。この自由な討議の結果として選択と決定が行われ、いずれかのパラダイクマが採用される。しかし、不採用のパラダイクマも保存され、将来の討議の論拠としての活かされる道が残される。こういった連鎖こそが、真に「政治的な」意思決定のあり方だというわけである。

以上の理論をふまえて、著者は二つの方向から、古代ギリシャにおける政治的パラダイクマの成立を実証していこうとする。それは、まず第一に、『イリアス』や『オデュッセイア』やヘシオドスの作品を題材として、テキストのレベルにおける政治的パラダイクマの成立を論証するというものである。第二に、実証史学の成果に依拠しながら、ネクロポリス→都市中心→神殿→領域→裁判の成立に至るポリスの発展や、スパルタやアテナイにおける軍事組織や民会組織の変容の過程に政治的パラダイクマの成立を追う。いずれも、古典研究・古代ギリシャ史研究の伝統の厚みと今日における最先端の知見に裏打ちされたもので、その内容に立ち入って論評を加えるのは筆者の力を越える。しかしながら、神話や歴史の叙述や、(都市) 国家の構造、軍隊組織や意思決定のための制度の個々のあり方に着目しなければ、「政治」が語れるはずもないという、本来常識であるべき事実の重要性にあらためて気づかされ、大いに示唆に富む部分となっている。

ところで、本書の末尾で著者はさりげなく、著者の全体の展望における本書の位置づけを示している。すなわち、ひとたび成立した「政治」は、その内部に構造的な弱点を抱え、常に不安定な問題 (著者によれば、政治と市民社会との関係

の問題) に悩まされる。その困難さが、「古典期のギリシャにおいてデモクラシーを、そしてローマにおいて法を、その問題に対する解答として、生み出す」(p.405) と言うのである。このような大きな枠構造の中の一部として、「政治の成立」が論じられているということも記憶されるべきであろう。この点に関して、「政治」と「法」との関係という問題に重点をおきつつ、著者の理論的関心の全体像を直裁に示したものとして、「政治的・法的観念体系成立の諸前提」(『社会変動の中の法』講座社会科学の方法VI、岩波書店、1993) を参照すべきである。

3 本書の特徴

前項を受けて、主として3点にわたり本書の特徴を明らかにし、考察を加えていきたい。

3-1 「政治」の二つの相貌について

「政治」に対する本書のアプローチは、一見して分かるように、きわめて限定的である。本書にとって政治は、「普遍的に非常な困難なもの」(p. 12) であり、すべての社会組織に政治が存在するわけではないと明言される。われわれが通常「政治」として考えるような行為は、著者にとっては、真の意味で「政治」であるとは言えない。すなわち、物理的強制力や権威、あらかじめ定められた規則、または私的利益によって人が動くとき、そこに「政治」は存在しないというのが著者の立場である。

ここで、本書の「政治」観の本質を、筆者なりに再構成してみることにしよう。第一に、自由な討議という要素が、決定的に重要な政治のモーメントとされている。それは、著者が随所で尊敬の念を表明している Finley や Gernet が政治の成立をポリスの成立にみてとる際の基本視角を受け継ぐことを意味する。いかなる権力や権威からも自由な言語、議論が君臨するところに政治が成立するのであって、「(自由な) 議論による決定が全体性と単一性をもつ団体を支配する」(Finley) ことが政治の最低条件となるというのである。

他方、著者は、人の支配ではなく、規範の支

配に政治の成立をみる立場 (Ehrenberg) や、「公共の事柄」への人々の倫理的な献身が絶対的な価値と考えられた社会を政治社会とみる立場 (プラトン・アリストテレス・キケロの議論の後世における通俗化) を批判する。後者に関しては、政治思想研究においては、近年の「共和主義パラダイム」の再発見との関わりで、重要な問題を内包するがその点は後述する。いずれにしても、言語や議論、それも、著者の定式化するところのディアレクティカにまで極められた言語や議論の存在こそが、「政治」の成立の第一条件となるのである。

しかしながら、第一の点にのみ着目するのは、きわめて不十分である。本書の政治観は（実のところ上で引用した Finley もであるが）、同時に、もう一つの重要な要素を暗黙のうちに必要条件とする。すなわち、ディアレクティカを経て確定された意思決定は、集団全体を一義的に拘束する絶対的なルールとなるということである。著者は、ポリスを権力や権威の存在しない、「前近代的」な一まさに著者のいうところの「分節」のないゲマインシャフトとして捉える Fustel de Couranges 以来の思い込みをも厳しく批判する。ポリスは、社会的亀裂や複雑な社会構造をもつ、そうであるがゆえに、「政治」による意思決定が必要とされる社会だということである。このことを筆者があえて挑発的に表現し直せば、古代ギリシャの政治共同体が、ある意味では、近代社会に限りなく近い社会構造をもち、そうであるがゆえに、近代国家と同様、「主権」という観念に限りなく近い観念をもっていたということを示唆することになるのではないか。

この第二の点に関しては、筆者が本書の意図を歪めて理解している可能性もある。「政治的なもの」を定義する際にこの主権的決定の側面に最大限の重点をおいたのは、カール・シュミットである。このシュミットのモーメントが本書において占める正確な位置づけが、筆者には今ひとつ分かりづらい。もちろん、シュミットの場合、第一の側面である「自由な討議」がごっそりと抜け落ちていて、その点では、本書の基本的立場とは真っ向から対立する。だが

しかし、本書の方では、自由な討議の側面にのみ足場をおいて、決定の一義性や（あえて言うなら）決定の強制というモーメントを必ずしも完全に排除していないようにも読めるのが、微妙でもあり、興味深くもある。自由な討議と「主権的」意思決定との関係については、さらに踏み込んだ理論化が待たれるのではないか。

3-2 「政治は古代ギリシャに成立した」という命題について

本書の第二の特徴として、古代ギリシャ、および、政治の問題を古典古代に依拠しながら思考を続けてきた知的系譜としての人文主義に対する著者の厚い信頼感が挙げられる。しかしながら、「われわれが最初に政治という営みを始めたのは古代の（BC8 世紀後半の）ギリシャであった」という著者の明言には、一部の読者からの反発があるかもしれない。すなわち、西欧中心主義の偏見、といった類の反発である。筆者自身は、このような反発は誤解に基づくものであると考えるが、この問題に対しても顧慮する必要はあろう。

というのも、政治思想というジャンルにおいてとりわけ目に付くことであるが、アレントをはじめとする「古代」の政治への憧憬の復活、他方における歴史的アプローチにおける「政治的人文主義」の発掘作業、また自らを共和主義の伝統の最良の継承者とみなすアメリカの自己認識の高まりとも相まって、古典古代の政治は、今なお、ある種の理想として君臨し続けているという事情があるからである。その一方で、西欧中心主義への批判は、その最大の源流である古代地中海世界の文化に対する見直しにまでおよび—このような事情は、桜井万里子「古代ギリシャ研究の新しい潮流」(『思想』901号、1999) が周到に紹介している—、ギリシャの政治・社会像に対しても、あからさまな脱神話化の波が押し寄せている。

神話化と脱神話化が交錯する現状が文脈として機能するとき、本書のような正攻法の学問的仕事であっても、読者にある種の色彩を帯びたものとして受容されるのは仕方のないことかも

しれない。しかしながら、以下のことは、はっきりと確認すべきである。すなわち、本書は、古代ギリシャの政治に新たな学問的粉飾をこらして神話化する結果になることを、一貫して明確に回避しようとしているということである。このことは、同時に、本書が、脱神話化という形をとるもう一つの神話に易々と与しないということの意味している。著者にとって、「政治」が古代ギリシャに成立したことは、ある種の奇跡であったかもしれないが、その奇跡は、条件さえ揃えば、いつでもどこにでも再現したし、今後も再現するであろう類のものでしかない。著者が、政治の成立は普遍的に起きうることであるが、普遍的に困難であると主張し続けることの意味は、真摯に受け止めるべきであろう。著者の考えるような「政治」が、それぞれの地域、それぞれの時代で成立し得たのか、成立し得なかったのかは、それ自体、きわめて興味深いテーマであり、また、(少なくとも本書なみに) 厳密な実証を経なければ分からないことである。そのような相対化の作業により批判的に補完されることは、暗に本書自体が要請しているものであろう。

3-3 政治学と『政治の成立』

以上で論じてきたことから分かるように、本書は、既存の政治学・政治思想史学に対する一種の挑発をさりげなく潜ませている。いうまでもなく、その挑発は、きわめて生産的なものであり、傾聴に値するものと言える。投じられた手袋の意味を十分理解するためにも、最後に、政治学・政治思想史学における議論の場に引きよせて、木庭顕流の「政治」の投げかける問題を個々のトピックスに分けて明らかにする必要がある。

政治的人文主義について。本書は、すぐれた古代ギリシャ論であると同時に、すぐれた(語の正確な意味での)人文主義論である。というよりは、常に古代ギリシャ・ローマ世界を引照基準として新たな地平を築いてきた人文主義の最後尾に連なる作品であると言った方が正確かもしれない。そのため、著者のいわゆる「政治

的人文主義」という新しいパラダイムに対する批判的見解には鋭いものがある。著者は、政治的人文主義という捉え方は、二重の意味でスキャンダルであるという(p. 137)。すなわち、第一に、ギリシャにおいては、「政治」すらも批判的に捉えられ、政治は部分的活動、いつでも離脱可能な行為でしかなかったという点が、第二に、人文主義にとっても、政治は非倫理的なもので、政治以外の人間の可能性を最大限発展させることを目指したものであったという点が、二つながら、「政治的人文主義」というパラダイムから抜け落ちているというのである。この点に関しては、専門家の判断を仰ぎたいが、筆者にはきわめて的確な指摘であるように思われる。

ホッブズについて。本書には、ホッブズの社会契約説に対するきわめて斬新な解釈が提示されている。ホッブズによる自然状態の指定は、まさに枝文節の払拭と切断を意味している。そこでは、「個々人の意欲の競合」であるとか、「自己実現のためのあらゆる手段の選択が可能」といった条件が設定され、人間が複数存在し、複数であることを残しつつ統合を模索するというモデルが採用されていると言うのである(p. 126-127)。ただし、最終的に、契約によって「意思」の一元化を図ることで、契約の概念を無意味化してしまい、最後の所で、政治の成立に失敗した例とされるのである。3-1で論じたポイントとも関わることであろうが、著者の「政治」観の複雑な輪郭が浮き出ている部分であろう。

多元的権力観について。著者は、ダールのポリアーキー論やクリックの議論にとりあえずの賛同を示している(p. 134)。それは、政治を成立させる社会構造としての「分節」の概念の対応物を政治学の概念の中で探すなら、権力主体や権力構造の多元性として論じられてきたものとなるからであろう。ただし、この点に関しては、十分議論が尽くされているとは言い難い。現代社会の多元的権力構造(「分節」)を土台に、「自由な討議」がプラスされれば、「政治」が成立するといった単純な話になるはずはないであろう。

政治の定義について。最後に、佐々木毅著『政治学講義』(東大出版会、1999)に、現代の政治

学が到達し得た、一つの共通了解としての「政治」の定義を代表させ、本書の「政治」と比較してみたい。『講義』によれば、現代の政治学における「政治」観念は、①権力の制度化・取得・分配をめぐる様々な過程（「社会学」的政治）と②複数存在する、自由な人間による「議論」に代表される公共的活動との二つに分裂している。『講義』はこれを融和するものとして、次のような政治の定義を掲げる。すなわち、政治とは、「自由人からなる一つの共同社会の中での公共的利益に関わる、権力を伴った（権力をめぐる）多元的主体の活動」（p. 47）である。この定義においては、「議論」のモーメントが「活動」の語の背後に隠れているとはいえ、実のところ、本書の挙げるメルクマールとその多くを共有している。ただし、『講義』において、「公共的なもの」という観念が明示的に表されているという点が、本書の基本的立場とは一線を画すように思われる。

だが、政治を概念づけるに当たって、「公共的なもの」をアプリアリに措定すること、別言すれば、暗黙のうちに「私的なもの」およびその延長線上にある「社会的なもの」を二元論的に排除することには、どうしても固有の困難が付きまとう。その困難とは、一つには、トートロジーに陥る危険を完全には排除できないこと、および、「公」という語に内包される規範的な含みを排除できないことである。その点では、本書が、政治を論じるに当たって、社会構造を基盤に据える、すなわち、非政治的なもので政治的なものを根拠づけ、それと同時に両者を見事に切り分けるという方法をとっていることは、注目し値する。だが、その切り分けの際に、筆者のみるところ、あるモーメントが切り落とされていることに、同時に着目する必要がある。すなわち、政治における権力というモーメントがそれで、まさに、『講義』における政治の定義が自覚的に最後まで慎重に保持してきたものである。

政治学者の素朴な感性からみて、「権力」ないしは「力」の語の書き込まれない「政治」の定義はおかしいというレベルの話を越えて、本書

における権力的モーメントの不在は、重要であると同時に微妙な問題でもある。というのも、それは、より正確に述べるなら、既に論じたように、自由な討議と決定とその施行（ないしは強制）という過程の中で、著者自身が、権力的契機が立ち上がる寸前にまで肉薄し、しかしながら、ある時点でそれが消失したかのような印象を与える議論を展開しているからである。このことは、「権力」をどう定義づけるかの問題に関わることもかもしれない。というのも、筆者には本書が排除する「権力」はきわめて限定的に理解された、いわばむき出しの物理的強制力にすぎないように思われるからである。いずれにしても、「権力」の不在は、本書を際立たせる特徴の一つであり、それが本書の議論の本質をなすものなのか、それとも、何らかの権力的モーメントを含み込む余地を十分残しているのかという問題は、なおも慎重に判断すべきではなかろうか。

補足 筆者は、1999年7月16日に早稲田大学現代政治経済研究所（飯島部会）で行われた本書の合評会に参加し、以上の疑問点を含み、木庭顕氏と直接議論する機会を得た。当日の活発な議論の成果を本稿に反映させることも考えたが、かえって論旨が錯綜するおそれがあるため、原則として考察の対象は本書のみとする。

西欧形而上学の終焉と「政治」と「美」の polymerization :

書評 小野紀明『美と政治——ロマン主義からポストモダニズムへ』

(岩波書店、1999年)

引田隆也(ひきたたかや・東京国際大学)

アイザイア・バーリンは、「プラトン以降の西欧の知的伝統の中核」をなす「三つの無条件の独断」に対する反抗、すなわち「西洋思想の中心的な伝統に対する深くかつ根本的な反抗」が、「十八世紀の真中の三分の一の時期、ドイツで明確に現われてきた」と規定し、この「ヨーロッパの意識に宗教改革以来最大の転換を引き起こした」反抗を、論文「ロマン主義における『意志』の賛美——理想世界の神話にたいする反乱」(一九七五年)で、まさしく彼一流の含蓄に富む平明達意の文章で描き出している。

バーリンは「西欧の知的伝統の中核」をなす「三つの無条件の独断」を次のように抽出して見せる。

「(a) すべて真の問題には一つの真の答、一つだけの答があり、他のすべての答は真理を逸脱しており、したがって偽りである。そしてこのことは、理論や観察の問題にも行為や感情、つまりは実践の問題——事実の問題にも価値の問題にも当てはまる。

(b) そのような問題にたいする答は、原則として知ることができる。

(c) これら真の答は、互いに矛盾する筈がない。一つの真の命題が他の真の命題と両立しないことはあり得ないからである。多くの真の答えが集って、一つの調和した全体を形成する。」(『理想の追求 バーリン選集4』岩波書店)

「三つの無条件の独断」とは、いわばそれを越えることの許されぬ西欧の社会・政治論のヘラクレスの柱である。バーリンに従えば、西欧のすべてのユートピアはこの三つの柱の上に建てられている。「客観的に真の、つまり万人にたいして常にどこでも真である目的が発見可能であり、かつさまざまな目的は調和状態にある」——

この偉大な神話は十八世紀末以降、「先ず最初に、ドイツで疾風怒濤と呼ばれる運動から、後にはこれまた多様なロマン主義、ナショナリズム、表現主義、情緒主義、主意主義、そして今日誰もがよく知っているように多くの現代的形態をとって現れた左右両翼からの非合理主義から攻撃を受けた。」理性と(認識・発見の対象としての)秩序を「精神の牢獄」であるとして拒否する、ロマン主義における「意志」の要素の昂揚こそは、西欧の主要な伝統の三つの柱を倒壊させたのである。

「私は、私の目的によって規定されていない。目的を規定するのは私である」——フィヒテの自我におけるこの「意志」の賛美、「崇高なる生ける意志」は、まさに一つの革命であった。それはまさしく、「ただひとつの現実の構造が存在し、理性はそれを正確に認識しかつ論理的に完全な言語で記述することができる」という偉大な神話の終焉であった。変わることなき現実の構造の認識と発見ではなく、逆に、その制作と創造へ。存在者の認識ではなく、われわれの「作るもの」が「存在する」だけである。偉大なる者は、賢者ではなく創造者である。バーリンの言葉を借りれば、「精神の生活においては客観的な原理や価値はない。原理や価値を作るのは、人の、あるいは一国民の世界とその規範を形成する人の意志の固さだからである。」「法は事実から引き出されるのではなく、われわれ自身の自我から引き出される」(フィヒテ)。

さて、このような言説に連なるドイツ・ロマン主義に「はるか以前に爛熟した表現主義」を見るかどうかは別にして、ロマン主義の核心をなす理論が「道徳は意志によって形成され、目的は作られるのであって発見されるのではない」ことであるとする、バーリンの指摘には誰しも

賛同しよう。人間の目的が多数あり、そのそれぞれが究極の価値でありながら、そのうちのいくつかは互いに矛盾しているゆえに、黄金時代の理念、「人間生活のすべての中心問題にたいするすべての正しい回答を総合した完全な社会という理念は、原理的に一貫していないこと」、まさにこのことを証明したことに、西欧思想にたいするロマン主義の貢献が求められるのも当然の成りゆきであろう。

しかしながら、バーリンは他方で、「指導者は、いわば芸術作品としての社会秩序を創造する。作曲家が音を型にはめ、画家が色を型にはめるように、人々を型にはめる」——ロマン主義が生み出したこの芸術家＝指導者崇拜の理論の政治的帰結を厳しく指弾する。

「この運動〔ロマン主義の運動〕は途方もない偽り——生活は芸術作品であり、あるいは芸術作品にすることができるし、美学のモデルは政治に応用できるし、政治指導者はその最高の瞬間にあっては崇高な芸術家で、彼の創造的なデザインにしたがって人間を形成していくといった偽りを唱えた。またその偽りは、理論においては危険なナンセンス、実践においては野蛮な残虐行為をもたらした。」

政治の「野蛮」を経験した世紀の人間にとって、バーリンの診断の言葉は抗いがたいが、そうはいっても、では、西洋の思想の伝統にたいするロマン主義の反抗は、本道から一時的に逸れた偶発的なエピソードなのであるかどうかとどうしても問わずにはいられない。ロマン主義以後、政治とは何なのか。そもそもロマン主義以後の時代に生きる我々にとって、政治は、イデオロギ一的ではなく、理論的には、いかなる形で可能となりうるのであろうか。政治とは、「大胆で普遍的な、いわば一撃ですべてが解決するような万能薬に憧れている大抵の人々」の期待に沿うような活動ではなく、むしろそうした人々にとっては「あまり元気を奮いたたせるような道ではない」と説く——ちょうどリベラリズムがそうしたように——ことによって、ロマン主義が裂開させたわれわれの大地の深淵に橋は架かっていると信じ、川岸を彩る鮮やかな花々を摘む

ことに日々勤しむことができるであろうか。

「政治」と「美」の関連に対するバーリンの診断にどう対処するにせよ、「西欧の知的伝統の中核」である三つの柱が倒壊したとき、その伝統の始まりに位置したプラトンによってその理想国から追放されていた芸術家（テクニテース）が政治的公共体の運命をその掌中のものとしたことはなんとも皮肉である。

「美」（カロス）——つまり作られるべき形の先取として質料を構造化する〈イデア〉を〈存在〉とし、まさしくそれがために、超感性的なもの・理念としての真なるもの・真の存在者と非存在としての感性的なものとの対立図式を構成したプラトンにとって、まさに一方の非存在（メー・オン）の領域に属した感性的なものとしての美——が、伝統の終焉において、「政治」にとって避けえない運命となること、このことは何を物語るものであろうか。しかもその場合、「政治」とは、まさしく「哲学者たちが支配者たることが本質上必要である」（『国家』）とされたその当のものである。こうした伝統において哲学とは、正義（ディカイオシュネー）の知——すなわち、存在者の存在（ティ・エスティン、或るものが何であるか）はその容姿（イデア）において、すなわち何性（quid est, quidditas, die Washeit）としての本質存在（エッセンティア）のうちに現われ、この〈存在〉の秩序の節度ある定めの中に含まれている〈正義〉、つまり存在者の〈存在〉の秩序法則としてのディカイオシュネーの知——に他ならない。

「政治」の現実が「美」の現実と類似の構造を帯びて現出すること、より厳密に言うならば、〈始まり〉において分離された「政治」と「美」という二つのリアリティがその〈始まりの終わり〉において重なり合うことの可能性の条件を、我々が問うならば、我々ば少なくともプラトンとともに始まった一つの形而上学の終焉に立ち会はずである。「政治の唯美化」（本質的に国家社会主義の綱領であった）は、一つの形而上学の終焉という時代の出来事を映し出している。とすれば、西欧の「政治」の伝統に生じた「政治」と「美」の関係の捩れは、一時的な「迷誤」

ではない。ではそれは何を物語るのであろうか。

小野紀明著『美と政治——ロマン主義からポストモダニズムへ』（岩波書店、一九九九年）は、まさにこの問いにわれわれを指嗾してやまない。しかも著者は観念、思想のチチェローネとして遺憾なくその才を発揮し、奔流に水棹を差すかの風情で西欧思想の「伝統」の巖巖を実に鮮やかな手さばきでこなしてみせる。本書を貫くのは、ドイツロマン主義がその終焉を宣告することによって開いた西欧政治思想の伝統の「深淵」をめぐる認識論的、存在論的、お好みならば形而上学的とも呼べる考察であり、我々の政治、権利の政治、再配分の政治と承認の政治に明け暮れている今日の「政治」にたいして、いかなる「転回」が、より端的に言えば、いかなる政治の存在論的基礎づけ・再検討が現在必要であるかの、「政治思想史」という水脈からの問題提起である。

本書の各章は、序論を除けばいずれも既発表の論文である。ここで遅ればせながら各章の内容を紹介しておこう。

第一章の「ドイツにおけるロマン主義の成立——その存在論的・認識論的基礎」は、最初の著書である『フランス・ロマン主義の政治思想』（木鐸社、一九八六年）の序論部分——「フランスのロマン主義者の政治思想を考察する前提として、彼らに大きな影響を与えたドイツのロマン主義の成立過程をスケッチするという意図から書かれたもの」——として書かれ、「十八世紀後半から十九世紀初頭に至る時期のドイツにおいてロマン主義が成立する過程を、主にその認識論的基礎に着目しつつ」論じたものである。「容易に明快な理論的解明の斧を寄せつけない鬱蒼たる神秘の森」ドイツ・ロマン主義の思想運動を解明するにあたって、小野がとった方法は、「その理論的基礎を単純に図式化して叙述することを試みる」という極めて常套的なものであった。本章を貫いている思想史の方法は、著者の言葉では「自らが学んできたいささか古めかしい精神史の手法」、「伝統的な思想史の手法」ともいえる。

「ラヴジョイに倣って一つの観念に注目し、そ

の観念の解釈の歴史を描くことによって、…[当該時代の] 政治思想の特質を明らかにすることができると考えた。」（小野紀明『二十世紀の政治思想』岩波書店）

当然こうした方法意識で再構成される、特定の「観念の解釈史」としての政治「思想史」は、時代の思想を「網羅的」に取りあげるのではなく、「ごく限定された問題意識の下に」再構成するにすぎない。この「問題意識」は次のように表明されている。

「本書では…ロマン主義をかなり概念的に、その世界観的基礎に注目して分析することを試みる。ロマン主義のもっとも本質的な問題意識が近代合理主義の克服に向けられているからには、近代的理性の評価を検討することこそがロマン主義の多彩で、時には矛盾する諸相の核心を衝くことになろう。本章において認識論上の問題が特に重視されている所以である。しかし、同時にロマン主義は、近代の合理的個人が実在する世界や他者との接触を失い、根無し草になっている事態を告発する。従って認識論上の問題は、世界と自己の存在の根拠を探求する存在論の問いとつながっているのである。」

こうして本章でのロマン主義をめぐる考察は、認識論に、なにかんずくカントの形相—質料二元論、認識能力としての直観と悟性に対して『判断力批判』の構想力の位置づけが周到に認識論的に分析される形で展開される。しかも本書全体（三五〇頁）の大半を占める約一五〇頁にわたって、ヘルダー以前の一八世紀ドイツ精神史の森を、ゴットシェット、バウムガルテン、ヴィンケルマン、レッシングと辿りながら、ヘルダーの歴史主義、カントの（表象ではなく表出の論理としての）構想力の論理と登りつめ、カントという高台から古典主義者ゲーテ、シラーを見晴らし、ついには純粹理性という香しく美味しい空気を胸につめて、シュレーゲル兄弟とノヴァーリスという鬱蒼とした原野に、この認識論的探索の歩みを進めるのである。そこでの周到な分析をここで再現することは、評者の能力からして到底無理である。

ここでは著者がロマン主義の分析を行うに際

して、分析の手法、単位として、ピーター・ゲイのように「観念の社会史」でもなければ、フーコーのように「言表」でもなく、まさしくカッシーラー、さらにはディルタイに忠実にいわば「思想」・「観念」においた功罪を確認するだけに留めておこう。

「従来の思想史」、カッシーラーの「限界」についてはフーコーがカッシーラーの『啓蒙主義の哲学』の仏訳に寄せた書評で適確に論じているのでそちらを参照いただくとして、むしろ評者は、第一章が思想・観念を分析の単位としたことによって、以下で論ずるように、プラトン以来の西欧の「思想家たちが必然的に共存の場としていた理論空間」を浮かび上がらせた功績の方を述べておきたい。

フーコーは、『啓蒙主義の哲学』の書評で近代思想の見取り図をこんなふうに描いている。「近代世界が生まれ落ちた十八世紀末の出来事すなわちあの大革命を忘れることで、二つのノスタルジア、つまりギリシア時代へのノスタルジアと十八世紀へのノスタルジアとが息を吹き返した……。私たちはギリシア時代に対しては私たちが存在との関わりを明らかにしてくれるように求め、また十八世紀に対しては私たちの知の形式と限界とを疑問に付してくれるように求める。ヘルダーリンからハイデガーに及ぶ古代ギリシアの系譜に対して、マルクスからレヴィ＝ストロースに至る近代啓蒙主義者の系譜があるのだ。ニーチェが『怪物』たるゆえんはおそらく両方の系譜に属していることだろう。ギリシアを奉じるか啓蒙主義者になるか、悲劇の側に立つか百科全書の側に立つか、詩にくみするか明晰な言語にくみするか、存在の朝につくか表象の昼につくか、これこそ近代思想がいまだにどうしても逃げきれずにいるジレンマなのである。」(フーコー『啓蒙主義の哲学』書評)

これに対して本書が示すのは、それに対する賛否は別にして、「存在の朝」と「表象の昼」とのジレンマの解消であり、「二つのノスタルジア、つまりギリシア時代へのノスタルジアと十八世紀へのノスタルジア」は、それぞれ「存在」と「表象」という別の小道を歩みながら、実際のと

ころは、「政治」と「美」の間に秘匿されている同一の場所、同一の形而上学のノスタルジアであることの確認であると言えよう。「ポストモダニズムが、古代ギリシア以来の西洋哲学の正当な系譜を踏まえて必然的に生まれてきた思想運動である」との小野の言葉は、この明晰な認識である。だからこそニーチェが「怪物」的であるように、それとまさしく同じ理由で、現代の政治も「怪物」的なのだ。

もちろん、本章で美と政治といっても、文学作品、芸術作品、音楽作品の内側に秘め湛えられている「美」の魅力に眼を向けたわけではなく、あくまでもそうした「美」という現象をドイツ観念論の思想体系、ドイツ・ロマン主義さらには西洋の現代思想の一環に組み込みながら、それが「政治」に対してもつ思想的意義が論じられるわけである。しかも、西欧政治思想における「政治」と「美」の枠組みの位置づけは、種々角度を変えて微細なまで検討されている。例えば、「美と政治」という枠組みは、「第三章 美的政治の理念——その二十世紀的展開」では「真理と政治」という別の思想の俯瞰図に置き換えられている。

「西洋政治思想における美と政治の関係は、基本的にプラトンによって規定されてしまった。形相(イデア)の認識をこそ真理と看做し、真理を把握するためには可能な限り質料的世界から遠ざかることを説いたプラトンにとって、質料をもって表現され感覚をもって感受される美は、人間に臆見をもたらすものでしかない。……こうしてプラトンは、理性によって認識されるイデア的秩序に基づく政治を、具体的にはそれを認識しうる哲学者の統治する国家、もしくはそれを表現する法に依拠する国家を提示したのである。以後、西洋政治思想史の主流は、理性の専制あるいは真理の政治ともいふべきものによって占められることになった。」

「真理と政治」という俯瞰図から見ると、美と政治」という俯瞰図をもつ本書は、その思考の内実においてロマン主義とポスト・モダニズムにおける「美と政治」の位相の研究という特定の限定された時代を対象にするものではな

いことがはっきりしよう。ハイデガーに関する第四章が書かれた理由もそこにある。小野の「観念の思想史」は、「政治」がそのもとで根を張り、成育してきた鬱蒼とした伝統思想の森を伐採して、その森の中に「思想家たちが必然的に共存の場としていた理論空間」を切り拓いてみせる。

<存在>の視点の設定の変更をフォアゾクラティカーの「自然」的存在論から、ギリシア人にとって異郷的であった「制作」的存在論へと移し、まさしく「制作的存在論としてイデア論」(木田元『反哲学史』講談社)を構築したプラトンのもとでまさしく、「政治」のすべてをこの新しい「存在」の「真理」であるイデアに懸けることが開始された。政治哲学はこのとき誕生した。「政治」の可能性は「存在」の「真理」としての哲学あるいは形而上学の可能性と一体不可分になったのだ。西欧の政治思想の伝統、「真理の政治」はこのとき始まる。この「真理の政治」を支える認識論と存在論がその理論的基盤を解体され、真理の可能性の条件、形而上学の可能性に関する伝統が終焉するとき、西欧の「政治」の伝統は終焉する。「政治」の基礎づけが「真理」から「美」へと移動するとき、そこには一つの「政治」と、その「政治」を背後でささえていた一つの「存在論」、形而上学の終わりが語りだされる。新たな「政治」の可能性とは、別の存在論の可能性の不可避免的要請でもあろう。

しかしおそらく小野の「観念の思想史」が蹟くのは、ここにおいてであろう。この点については、気になる点を一つ論じておこう。

ニーチェが遙かに先んじて「プラトニズムの逆転」を構想したとき、彼はなぜ「系譜学」へと向かったのであろうか。ニーチェがまたく批判は理性自身による理性の批判でなければならぬ>として「内在的な批判」を構想したカントの『純粋理性批判』に発する「批判の体系」を真に実現しようとしたとき、超越論的哲学は「諸条件を発見する」が、この諸条件は「条件づけられるものの外部」にとどまり、超越論的諸原理は「条件づけの諸原理」であって「内的発生の原理」ではないとして、なぜ「力への意志」

(Wille zur Macht)に向かったのか。この辺の事情はジル・ドゥルーズの『ニーチェと哲学』が余すところなく描いているし、本書の著者自身にも周知のものである。にもかかわらず、カントの「批判の体系」が、裁判官、つまり諸領域の分配と既成の諸価値の配当(真理、善、美)を監視する治安判事としての理性の管轄に委ねられていることに、意外にも、本書は手を出さない。ニーチェの系譜学は、真、善、美(verum, bonum, pulchrum)という既成の価値の観念の可能性の条件を問い、批判の平和を告げるものではない。それは<戦争>である。系譜学者も「思惟」することを「裁く・判断する」とことと見なすが、しかし、「裁く・判断する」は「評価する」、「解釈する」であり、「諸価値の創造」である。ドゥルーズは系譜学とカントの批判の体系の違いを間違いようのない分かりやすさで描く。

要するにカントにおいては同一の人物が、立法者にして臣民、主観にして客観、本体にして現象、僧侶にして信者なのである。このエコノミー(配置)は、一つの神学的な成功である。「カントの成功はたかだか神学者の成功にすぎない。」立法者と僧侶は、その職務である立法と既成の諸価値の再現前化を行なう。彼らは流通している諸価値を内面化しさえすればよいのだ。カントの「諸能力の正しい使用」は、奇妙にも、真の認識、真の道德、真の宗教・・・などの既成の諸価値と一致している、と。

このニーチェ＝ドゥルーズ的視点からすれば、本書の第四章でハイデガーの存在論的美学が扱われる際、カントの「美学」との対質において、何としてもカントの三批判書の体系の背後にある「存在」了解を明らかにし、諸価値のエコノミーを脱構築する必要があったはずである。美(カロス)の成立根拠を心の諸力の働きという主観の側の条件に求めるカントの主観主義的美学は、認識(真理)・善・美という既成の諸価値のエコノミーの一つとしての美的価値にかかわり、美は真理や善と並び称され、そのかぎり存在や真理、理論、認識とは無縁な一つのいわば文化価値にすぎない。ところがこの認識(真理)・善・美という既成の諸価値のエコノミーは、「批判」

がそこを基に始まる＜出発点＞ではなく、まさに或る特定の「存在」了解から生じた＜結果＞であり、「ニーチェ＝ドゥルーズによれば、まさしくプラトニズムの形而上学の「存在」論的帰結に他ならない。カントは奇妙に「転倒」しているのだ。『芸術作品の起源』におけるハイデガーの言説はこの事情を充分意識していたはずである。

「真理は、存在物としての存在物の不伏蔵態である。真理は存在の真理である。美は、この真理と並んで出現するのではない。真理が自らを作品の中に据えるとき、真理は現われる。現われは美である。それ故に、美は真理の自己性起(Sichereignen)に属している。」

「真理」はもはや、「美」や「善」と区別され、とりわけ認識としての真理、科学・学問の圏域に属するものではない。「真理」はいまや「存在」の「真理」である。認識(真理)・善・美という既成の諸価値のエコノミーが、プラトニズムの薬であること、この認識を本書の著者も共有しながら、カントの批判のエコノミーを支える存在了解に突き進もうとしない点がいささか気になる。そしてここでは詳論できないが、このことは分析の単位が「思想」、「観念」であることと密接に絡まっているであろう。

さて、第二章に論を転じよう。美の判断は、主観的であるにしても、一定の普遍妥当性を有し、共通妥当的(gemeingültige)判断として、公的な判断であり、他者の同意を獲得するものでもある。それゆえ美の判断、趣味判断の問題は、概念を基礎とする叡知的共同体とは異なり、形式的かつ質的存在である経験的人間によって作り出される共同体と結びつく。「第二章 カントの共同体論——真理の共同体、美の共同体」は、このようなカントの『判断力批判』における反省的判断力の問題圏を、ハンナ・アーレントやハンス＝ゲオルグ・ガダマーの論点を敷衍する形で、『判断力批判』のなかに『実践理性批判』が導く「真理の共同体」とは別の共同体の可能性すなわち「美の共同体」の可能性を探った意欲的論考である。しかしこの「美の共同体」論は、先に論じた認識(真理)・善・美というカン

トにおける既成の諸価値のエコノミーを前提した上での論考であり、この点、第四章との関連、とりわけその「論調」の違いが気になる向きもあろう。

「第三章 美的政治の理念——その二十世紀的展開」は、第一章で論じられた西欧の思想の伝統におけるロマン主義の位置づけを前提にした上で、「二十世紀の政治思想の革新性」が「美的政治」の理念を軸にしてロマン主義と対比して見た場合どこに求められるかを、「美的モデルネにおける美と政治の関係」を手始めに、アドルノが理論化した美的モデルネの衝撃の美学、いかなる秩序をも暴力とし、権力の網の目から秩序破壊によって人間を解放することを政治に求め、その役割を美に求めた「ポストモダニズムの代表的論客リオタールの崇高の美学」のなかにロマン主義とは異なる「新たな美的政治の理念」を力強くしかも骨太に位置づけてみせる。

「第四章 ^{カダストローフ}破局としての政治——ハイデガーにおける瞬間の美学」は、ハイデガーの思索の跡を、現存在の存在了解から存在の意味を探究した『存在と時間』に集約される第一期、存在の真理を主題とする第二期、存在の場所を解明し妙有の存在論(Topologie des Seyns)を志向し、存在と存在物の区別といういわゆる存在論的差異そのものが放棄される第三期に区分し、シュールマン(R. Schürmann)の『^{アージュル}アナーキの原理——ハイデガーと活動の問題』(一九八二年)に基本的に依拠しながらハイデガーの政治思想を解釈する。本章は、^{アルケー}起源や^{テロス}目的への拘泥、存在の現前という形而上学的根拠への囚われ、存在の現前が実現していたソクラテス以前のギリシアに対して抱いた起源への郷愁、さらには二十世紀のドイツにおけるその取り戻しとポリスの再生というハイデガー自身の^{オントロギ}「存在神学」が完全に清算されたとき、すなわち第三期にこそいわゆるハイデガーの「^{ターレ}転回」が生じる、とするハイデガー解釈の立場から、第一期と第二期のハイデガーの政治思想を「現われの美学」と「古代ギリシアに寄せる郷愁」の結合として捉え、この時期のハイデガーの政治思想を「瞬間の美学」とも呼ばれるべき彼の現

象学的立場との関連で鮮明に照らし出して、ハイデガーにおける「美的政治」、「政治」と「美」の問題をその思索の内側から見事に浮き彫りにする。

ところで、こうした構成をもつ本書であるが、「あとがき」で著者自身が注意を促しているように、最初の論文が書かれたときから十五年近くもの歳月が流れているため第一章・第二章と第三章・第四章の間で確かに「論調」の変化が生じている。「論調」の異なるこの四論文を一書に編むにあたって、本書『美と政治』の序論「イロニー・戯れ・アポリア」が書き下ろされた次第である。ロマン主義的イロニー、ハイデガー的戯れ、デリダ的アポリアといった観念の背後に潜むものは、まさしく、古い神々が逃れ去り、新しい神々が未だ到来しない二重の欠乏・否定のなかへの宙吊りという今日の事態——自我の同一性と意味あるいは存在の根拠（「私は・・・である」）の欠如が露呈しながらも、「にもかかわらず人間は身体的存在としてこの経験的世界の内部で一定の意味を自らに付与しなければ、自らの存続と他者との関係性を担保しえない」という事態——であり、我々の新たな「政治」の可能性が探られねばならない所以であろう。この問題圏を「ロマン主義における美と政治の関係と二十世紀の政治思想におけるその変容」の解明という視点から探る序論は確かに本書の巻頭を飾るにふさわしい序論と言えよう。しかしながら何よりも驚嘆すべきなのは、ここに述べた「論調」の変化にも関わらず、テーマそのもの、すなわち西欧政治思想における「美と政治」の問題が著者の「政治」をめぐる思考のうちで涸れることなく水脈のごとく滔々と一五年間流れ続けた点である。

「なお弁解がましいことを付言するならば、現在私はハイデガーを初期から丹念に読み進めたいと考えている。第四章は、本書に収めるためにのみ、従って専ら本書の問題意識に即して書かれている。その意味で、私にとってはハイデガーの政治思想に関するあくまでも一試論にとどまっていることを、お断りしておきたい。」

本書を読み終えた者は誰しもこの「あとがき」

の言葉を「弁解」とは受け取るまい。第四章は、滔々と流れ続けた水脈が終に地表を突き破り奔流となって第一章と第二章を巻き込み、吹き出る荒々しさの予兆である。「政治」をめぐる著者の思考は、この後、一体どのような水量を我々の眼前に送り出し、「政治」をめぐる我々の思考の流れをどこに運び行くのであろうか。本書が戦慄なしには読めない所以である。

論文公募のお知らせ（99／10／10）

学会誌『政治思想研究』の編集委員会では、現在、2000年5月の刊行を目指して創刊号の編集作業に従事しています。9月10日に締め切った論文公募には、7編の応募がありました。投稿して下さった諸氏に感謝いたします。引きつづき次号の刊行が2001年5月に予定されており、それに掲載する論文を下記の条件・要領で公募します。ふるってご応募下さい。

記

1. 応募時点で、応募者が本会の会員であることを条件とする。
2. 応募論文は未公開のものに限る。（インターネット上で他者のコメントを求めるために発表しているものは応募できる。）
3. 応募希望者は、2000年6月10日までに、応募しようとする論文の題目と内容の要旨（A4要旨1枚程度）を下記の編集委員会（小野研究室気付）宛に送付し、予め応募の意思を示すものとする。雑誌刊行に支障をきたさないためには、応募原稿がどの位あるかを事前に把握しておくことが必要なためである。会員諸氏のご協力を得たい。応募の意思表示者に対しては、編集委員会から「応募用紙」「フロッピーデータ内容連絡表」（下記参照）を送付する。
4. 原稿の締め切りは、2000年8月31日、提出先は〒606－8501 京都市左京区吉田本町、京都大学法学部 小野紀明研究室気付『政治思想研究』編集委員会とする（直通Tel.075－753－3263、法学部庶務係Fax.075－753－3290）。この締め切り期限までに応募された原稿は上記3の手続きをとっていない場合でも受け付ける。
5. 原稿の応募に際しては、学会事務局ないし編集委員会で用意している「応募用紙」（インターネットでの送信も可）に所定の事項を記入の上、A4用紙1枚程度のレジュメを添付した論文2部を提出する。応募用紙にある執筆者略歴欄には、氏名、生年、博士以上の学位、現職、主要業績数点（論文の場合は掲載雑誌名と巻号、年月。著書の場合は出版社と刊行年）を150字以内で書くものとする。
6. 原稿の字数は注の部分を含めて32000字以内とする（厳守のこと）。ワープロ、コンピュータを使用する場合は、一行30字の一ページ20行で、行間を広くとってプリントアウトする（縦書でも横書でもよいが、組版は横組となる）。打ち出した原稿に添えてフロッピー（使用機種、使用ソフト名をラベルに明記の上、マッキントッシュやワープロの場合でも、MS-DOSでフォーマットしたフロッピーに、オリジナルの原稿ファイルに加えて、テキストファイル形式のファイルも添付する）を提出する。手書きの原稿用紙も可とするが（200字詰めの場合160枚以内、400字詰めの場合80枚以内）、ワープロ、コンピュータ原稿が望ましい。

フロッピー入稿時の注意

※フロッピーの入稿に際しては、学会事務局ないし編集委員会で用意している「フロッピーデータ

内容連絡表」に記入の上、添付すること。

※改行の場合には、必ず改行マーク（通常はリターン・キー）を入れること。見た目だけの改行では改行と認識されないので注意する。

※テキスト・ファイルには、外字、記号、文字装飾情報は含まれないので、それらに関しては、プリントアウトした原稿に朱書で明示すること。パソコンやワープロで出力できなかった特殊な漢字や記号についても同じ。

7. 見出しは、大見出し（ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、中見出し（アラビア数字1, 2, 3）、小見出し（(1), (2), (3)）とする。さらにより小さな見出しとして (i, ii, iii) などをつけることもできる。章、節、項は使わない。
8. 注は各見出しごとに、注（1）（2）（3）.... と入れ、プリントアウト上に朱書して明示する。
9. 引用・参考文献の示し方
 1. 洋書単行本の場合
K.Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, 1953, SS. 75 – 6.（高木監訳『経済学批判要綱』（1）大月書店、1958年、79頁）。
 2. 洋書雑誌論文の場合
F.Tökei, Lukács and Hungarian Culture, in The New Hungarian Quarterly, Vol.13, No.47, Autumn 1972. p.108
 3. 和書単行本の場合
丸山真男『現代政治の思想と行動』第2版、未来社、1964年、140 – 1頁。
 4. 和書雑誌論文の場合
坂本慶一「ブルードンの地域主義思想」、『現代思想』5巻8号、1977年、98頁以下。
 5. テキストファイルの場合、イタリックの書式情報は認識されないで、プリントアウト上に赤のアンダーラインを引き、明示すること。
10. 応募された論文は編集委員会において、外部のレフリーに委嘱した評価の判定をふまえて慎重に審査し、掲載の可否を決定する。応募者には結果を通知する。この間、編集委員会より原稿の手直しを求めることがある。なお応募原稿は返却しない。
11. 校正は印刷上の誤り、不備の訂正のみにとどめ、校正段階での新たな加筆・訂正は認めない。
12. 応募論文が本誌に掲載された後、他の公刊物に転載される場合には、予め本誌の編集委員会に転載許可を求めることとする。また転載の際には初出が本誌である旨を明記するものとする。

以上

『政治思想研究』編集委員会

理事会記録

1999年度第一回（1999年5月29日、京都大学）

1) 監事の交代の件

星野修会員から西田毅会員（同志社大学）への交代（任期2年）が承認された。

2) 会費改定と学会誌発行の件

改定会費に院生差額をつけるのが妥当かどうかを含めて議論されたが、「院生」にはオーバードクターで、定職をまだ得ていない人も含むとの解釈を採用しつつ、さしあたり、原案（一般会員5000円、院生会員3500円）どおりとして、2000年度より徴収することとする。なお学会誌創刊号については従来からの残預金をその製作にあてることが承認された。その場合に4月入会者をどう扱うかについて、今後の検討課題となった。

3) 1998年度決算案について

事務局より1998年度決算案が出され、承認された。（別掲）

4) 1999年度予算案について

事務局より1999年度予算案について説明がなされ、承認された。なお繰越金のなかには名簿作成積立金が含まれている。（別掲）

5) 「学会誌編集委員会」の活動と経過報告

平石担当理事より学会誌創刊号のために企画されている座談会企画の経緯報告があった。今回の座談会は欧米を中心にとり上げることになったが、次号以下では日本・アジアをとりあげたい旨説明があった。またレフリー制のありかた、評価の方法についても議論がなされたが、編集委員会が臨機応変に対処することを理事会としては承認する旨が確認された。

6) ニュースレターの刊行の件

第8号の製作が遅れたこと、研究会の記録が掲載されなかったこと、奥付が誤っていたことなどについて宮村担当理事からの陳謝があった。

7) 2000年度および2001年度の学会企画、開催予定について

2000年度の研究大会は5月27、28日（開催校：大東文化大学）と決定された。

「自由論題」を設けること、その他「初期近代の再検討」、「テクノロジーの新展開と規範理論」というテーマ設定が飯島担当理事より説明され、議論の後、大筋で承認された。

8) 新入会員の承認

相沢 出	今井 隆太	井柳 美紀	遠藤 美奈	木村 光太郎	黒河内 晋	
佐伯 宣親	雑賀 夫佐子	篠田 英明	菅原 光	杉浦 敏子	茶谷 展行	當住 大

林 みどり 原田 淳 樋口 雄人 森川 輝一 柳父 罔近 李 梁

1999年度第二回（1999年5月30日、京都大学）

1) 学会誌、とくに創刊号について

タイトルを原案どおり『政治思想研究』とすること、企画として次回の座談会ではアジア・日本を中心的に扱うこと、会費を二本立て（正会員・院生別料金）でいくことが確認された。

またレフリーのあり方について、再度議論され、確認された。

さらに次号以降の編集委員体制についても議論が行われ、研究大会企画委員が、別個に編集委員会に加わるという5名体制が提案された。

前回の議論で持ち越された4月以降の新入会員の扱いについては、学会誌を配布しないが、希望者には実費で頒布することとなり、同時に会費滞納3年は自動的に退会とみなすこと、また会費納入を会場では受け付けず、来年度以降すべて振込みで行うことが決定された。

なお会費未納者について、事務局から督促状を出し、それでも払込がない場合には、学会誌の配布は行わないことが承認された。

また研究大会での「自由論題」の扱いについて様々な議論がなされたが、今後とも試行錯誤しながら検討していくこととなった。

次期事務局（2001年度以降）の候補として立教大学の名前があがったが、決定は次回の理事会までにつめていくこととなった。

2) 学会の情報開示の内容・方法について

事務局からホームページについての説明がなされた。

3) 新入会員の承認

岡林 伸夫 斉藤 恒 清水 靖久 田中 和男 土井 美徳 林 葉子 光田 剛
宮崎 昌行

1999年度第三回（1999年10月2日、國學院大學）

1) 次期理事候補の件

新しく菊池理夫（松阪大学）、藤原孝（日本大学）、柳父罔近（東北大学）各会員を理事に加えること、佐々木武、田中治男両会員が退任すること、また新監事に亀嶋庸一（成蹊大学）会員を加えることが提案され、承認された。

2) 「学会誌編集委員会」、創刊号の件

平石担当理事より、5月末の学会大会後、報告者に応募の意志確認し、うち3名から応募の意志があったことが報告された。また原稿の不足が懸念されたので、多少の原稿依頼を行ったこと、応募原稿に関しては、締め切りまでに7編の応募論文が有り、現在レフリーに判定依頼中であることが報告された。

次期の編集委員会について、編集長を小野紀明理事とし、編集委員残任となる菊池理夫会員以外にあと三名（内1名大会企画兼任）を次回理事会までに決定することになった。

3) 第1回座談会の結果について

西洋政治思想について座談会を行い、無事終了、原稿の進捗状況も順調であることが渡辺担当理事より報告され、次号で日本とアジア関係の座談会を行う旨が確認された。

4) ニュースレターの次刊号の件

宮村担当理事より次号ニュースレターの作成方針、進捗状況について報告、関係各位への協力の要請があった。

なお次期編集担当を飯田理事に依頼する提案がなされた。

5) 2000年度および2001年度の学会企画、開催予定について

2000年度大会について和田、飯島両担当理事より説明があった。2001年度大会については立教大学に開催をお願いすることが決定された。なお2002年度大会については熊本大学で引き受けていただくこととなった。

次期の事務局に関しては法政大学をお願いすることが決定された。

6) 学会の情報開示の内容・方法について

事務局より、ホームページの現状についての報告と、研究会情報の提供のお願いがあった。

7) 新入会員の承認

伊藤 のぞみ 井上 彰 小高 康熙 川崎修敬 川本 隆史 倉島 隆 木庭 顕
佐賀 香織 中山 善仁 野田 邦彦 松野 弘 李 暁東

政治思想学会 1998 年度会計報告書 *

収入	金額 (円)	支出	金額 (円)
前年度繰越金	1,401,070	研究会開催費	228,315
会費 **	929,500	会報費	172,927
研究会参加費	10,000	事務局費	125,964
		通信費	160,570
利子	2,575	繰越金 ***	1,655,369
	2,343,145		2,343,145

* この報告書は1998年度4月1日から1999年度3月31日までの収支に関するものである。

** 会費とは1998年度期間中に納入された会費の合計金額である。

*** 繰越金の内訳は以下の通りである。但し、繰越金には名簿作成積立金 200,000 円を含む。

現金	14,006
郵貯	1,010,863
振込口座	630,500
	1,655,369

政治思想学会 1999 年度予算

収入	金額 (円)	支出	金額 (円)
前年度繰越金	1,655,369	研究会開催費	230,000
会費	950,000	会報費	170,000
研究会参加費	10,000	事務局費	130,000
利子	2,500	通信費	160,000
		名簿作成積立金	100,000
		学会誌刊行準備費	880,000
		繰越予想金	947,869
	2,617,869		2,617,869

1999年12月20日発行 発行人 中谷猛 編集人 宮村治雄
政治思想学会事務局 郵便振替番号 00190 - 7 - 571218
108-8345 東京都港区三田2 - 15 - 45 慶応義塾大学法学部
鷺見誠一研究室気付
電話 03 - 3453 - 4511 (大代表) fax 03 - 3798 - 7480